

誓 約 書

平成 年 月 日

三重県知事 へ

申請者 住所（所在地）
（借受人）

商号又は名称

氏 名

印

今般、三重県志摩庁舎未利用スペースの貸付け案件に応募するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、募集仕様書および貴庁における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な応募をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

なお、貴庁が下記の事項に関して関係機関へ照会を行うこと、及びその結果これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴庁が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 私は、次に掲げるいずれのものにも該当しません。
 - (1) 当該応募に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者。
 - (2) 県内に本店、支店若しくは営業所等がある事業者又は県内に住民登録のある個人のうち、次の各号に掲げるもの。
 - ① 公序良俗に反し、社会通念上不相当であるものとして、次のいずれかに該当するもの
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第32条第1項各号に掲げるもの
 - ロ 暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当するもの（イに掲げるものを除く。）
 - ハ 暴力団又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの（イ及びロに掲げるものを除く。）
 - ニ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益等を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用しているもの（イ、ロ及びハに掲げる

ものを除く。)

ホ 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、又は便宜を供与することにより直接的あるいは間接的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

ヘ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

ト 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの

チ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号。以下「団体規制法」という。）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員又は構成員

リ 特定商取引に関する法律（昭和 51 年 6 月 4 日法律第 57 号）に基づき行政処分を受けたもの

② 行政の中立性を阻害することとなるものとして、次に掲げるもの

イ 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 1 条第 1 項に規定する宗教団体

ロ 政治資金規正法（昭和 23 年 7 月 29 日法律第 194 号）第 3 条に規定する政治団体

③ 貸付物件の使用方法及び貸付料の支払い等貸付契約における条件を、貸付期間を通じて適切に履行する見込みがないもの

④ その他貸付物件の適正な方法による管理を行う上で適当と認められないもの

2 私は、貸付物件について、次に掲げる利用をしません。

(1) 事務所以外の用に供しようとするもの

(2) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 6 条第 1 項第 1 号の特殊建築物のいずれかとするもの

(3) 暴力団の事務所その他これに類するものの用に供するもの

(4) 団体規制法第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体の事務所その他これに類するものの用に供するもの

(5) 犯罪行為の用に供しようとするもの

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとするもの

(7) あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）第 12 条に規定する医業類似行為をいう。）の用に供しようとするもの

(8) 悪質商法（一般消費者を対象に、組織的かつ反復的に敢行される商取引で、その商法自体に違法又は不当な手段・方法が組み込まれた商法をいう。）の用その他これに類するものの用に供しようとするもの

(9) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 3 条に規定する政治団体の事務所その他これに類するものの用に供するもの

(10) 宗教、祈祷又は祭祀の用に供しようとするもの

- (11) 県の事務若しくは事業の遂行又は庁舎管理に支障をきたすものとして次に掲げるもの
 - ① 電気、水等を大量に使用し、建物全体への安定供給に支障をきたすもの
 - ② 建物や敷地において、恒常的に不特定多数の人を出入りさせるもの
 - ③ 三重県庁舎等管理規則（昭和 39 年三重県規則第 53 号）第 11 条各号に定める禁止行為を行うおそれがあると認められるもの
- (12) 生活を営む住居の用に供しようとするもの
- (13) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項の規定に基づく営業の用に供しようとするもの
- (14) 貸付期間終了後、当該貸付物件を行政目的に利用することができない又は極めて困難となることが想定される用に供しようとするもの
- (15) その他行政財産の公共性又は公益性に反する用に供しようとするもの

3 私は、本件貸付物件のうち建物に係る契約が借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）に基づく定期建物賃貸借契約であることを理解し、借地借家法第 38 条第 1 項の規定により、契約の更新がなく貸付期間の満了によって貸付けは終了し、貸付期間の満了までに退去する必要があることを理解しました。

4 私は、日本語を完全に理解できない者ではありません。

5 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 募集において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
- (2) 貸付契約の相手方候補者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
- (3) 契約の履行をしないこと。
- (4) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と三重県に認められること。
- (5) 募集に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
- (6) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
- (7) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。

6 私は、貴庁の当該募集に係る募集仕様書及び物件調書などを熟覧し、および貴庁の現地説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

以上、真実に相違ありません。